

静岡市報

No. 55

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

目次

条 例

- 静岡市税条例の一部を改正する条例 3
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例 3
- 静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例 4
- 静岡市清水駅東口ライミング場条例の一部を改正する条例 4
- 静岡市中央子育て支援センター条例の一部を改正する条例 5
- 静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例 5
- 静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例 6
- 静岡市駐車場条例の一部を改正する条例 6
- 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 6
- 静岡市火災予防条例の一部を改正する条例 7
- 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 7

規 則

- 静岡市有功者表彰規則の一部を改正する規則 8
- 政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 9
- 静岡市区役所に属する職員の兼職に関する規則の一部を改正する規則 10
- 静岡市会計規則の一部を改正する規則 10
- 静岡市公印規則の一部を改正する規則 11
- 静岡市中央子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 17
- 静岡市立保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 18

企業局管理規程

- 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程 18

告 示

- 静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正 19

議会告示

- 政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正 20

企業局告示

- 静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示の一部改正 20

<本号に登載された条例のあらまし>

◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第70号）

- 1 学校教育法の一部改正に伴い、同法の引用条項について、所要の規定を整備することとした。（第151条関係）
- 2 この条例は、平成19年12月26日までの間において規則で定める日から施行することとした。

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第71号）

- 1 温泉法の改正に伴い、温泉の利用の許可について地位の承継に係る手数料を徴収することとした。（別表第4開

係)

- 2 この条例は、平成19年10月20日から施行することとした。

◇ **静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第72号）**

- 1 南関東自転車競技会が日本自転車競技会に合併されることに伴い、所要の規定を整備することとした。（第6条関係）
- 2 日本自転車競技会が競技実施法人となることに伴い、所要の規定を整備することとした。（第6条関係）
- 3 この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇ **静岡市清水駅東口クライミング場条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第73号）**

- 1 清水駅東土地区画整理の換地処分に伴い、清水駅東口クライミング場の位置を変更することとした。（第1条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ **静岡市中央子育て支援センター条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第74号）**

- 1 清水駅東土地区画整理の換地処分に伴い、清水中央子育て支援センターの位置を変更することとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ **静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第75号）**

- 1 学校教育法の一部改正に伴い、同法の引用条項について、所要の規定を整備することとした。（第1条関係）
- 2 この条例は、平成19年12月26日までの間において規則で定める日から施行することとした。

◇ **静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第76号）**

- 1 清水駅東土地区画整理の換地処分に伴い、静岡市東部勤労者福祉センターの位置を変更することとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ **静岡市駐車場条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第77号）**

- 1 清水駅東土地区画整理の換地処分に伴い、清水駅東口駐車場の位置を変更することとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ **静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第78号）**

- 1 清水駅東土地区画整理の換地処分に伴い、清水駅東口自転車等駐車場の位置を変更することとした。（別表第1関係）
- 2 学校教育法の一部改正に伴い、同法の引用条項について、所要の規定を整備することとした。（別表第3関係）
- 3 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇ **静岡市火災予防条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第79号）**

- 1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備することとした。（第38条関係）
- 2 消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるもので消防長が物質名及び数量を特定して指定するものを業務として貯蔵し又は取り扱うときは、あらかじめ消防署長に届け出ることとした。（第68条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ **静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第80号）**

- 1 雇用保険法の改正と同様に、失業者の退職手当の受給資格要件である勤続期間を原則12月以上に改めることとした。（第19条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第70号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第151条第2項第13号中「第82条の2」を「第124条」に改める。

附 則

この条例は、平成19年12月26日までの間において規則で定める日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第71号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

温泉利用許可申請	1 件につき 35,000 円
----------	-----------------

を

」

「

温泉利用許可申請	1 件につき 35,000 円
温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1 件につき 7,400 円

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月 9 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第72号

静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

第 1 条 静岡市自転車競走実施条例（平成15年静岡市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「南関東自転車競技会」を「日本自転車競技会」に改める。

第 2 条 静岡市自転車競走実施条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「法第 1 条第 6 項」を「法第 3 条」に、「日本自転車競技会」を「法第 38 条第 1 項に規定する競技実施法人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条及び次項の規定は平成20年 1 月 31 日までの間において規則で定める日から施行する。

（静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の改正規定中「南関東自転車競技会」を「法第38条第 1 項に規定する競技実施法人」に改める。

静岡市清水駅東口ライミング場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月 9 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第73号

静岡市清水駅東口ライミング場条例の一部を改正する条例

静岡市清水駅東口ライミング場条例（平成15年静岡市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「静岡市清水区島崎町149番地の66」を「静岡市清水区島崎町219番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市中央子育て支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月 9 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第74号

静岡市中央子育て支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市中央子育て支援センター条例（平成15年静岡市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「静岡市清水区島崎町149番地の91」を「静岡市清水区島崎町223番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月 9 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第75号

静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

静岡市立看護専門学校条例（平成15年静岡市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第82条の 2」を「第124条」に改める。

附 則

この条例は、平成19年12月26日までの間において規則で定める日から施行する。

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第76号

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市勤労者福祉センター条例（平成15年静岡市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「静岡市清水区島崎町149番地の91」を「静岡市清水区島崎町223番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第77号

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市駐車場条例（平成15年静岡市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「静岡市清水区島崎町149番地の66」を「静岡市清水区島崎町219番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第78号

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例(平成15年静岡市条例第238号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 中「静岡市清水区島崎町149番地の66」を「静岡市清水区島崎町219番地」に改める。

別表第 3 の 1 備考 1 中「第82条の 2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改める。

附 則

この条例中別表第 1 の改正規定は公布の日から、別表第 3 の 1 備考 1 の改正規定は平成19年12月26日までの間において規則で定める日から施行する。

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月 9 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第79号

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例

静岡市火災予防条例(平成15年静岡市条例第286号)の一部を次のように改正する。
第38条の 3 第 1 項第 2 号中「第13条の 3 第 1 号」を「第13条第 1 号」に改める。
第68条中「その他」を「その他の」に、「消防署長の」を「物質であって消防長が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月 9 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第80号

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第19条第5項中「6月以上」を「12月以上（次に掲げる者にあつては、6月以上）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者
- (2) その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当する者
- (3) その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当する者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第19条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当の支給について適用し、同日前の退職に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。

規 則

静岡市規則第80号

静岡市有功者表彰規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年9月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市有功者表彰規則の一部を改正する規則

静岡市有功者表彰規則（平成16年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(蒲原町の編入に伴う在職期間の算定の特例)

- 4 蒲原町の編入の際、現に第2条第2号及び第3号に規定する職と同等の職に在職して

いた者及び同町の編入の前にこれらの職に就いていた者については、当該これらの職に在職した期間は、同条に規定する在職期間とみなして通算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第81号

政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年9月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成15年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に改める。

第3条第1項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

様式第1号及び様式第2号中

「5 金銭信託

元本の総額

円

を

6 有価証券

」

「5 有価証券

」に、

「7 自動車」を「6 自動車」に、「8 ゴルフ場」を「7 ゴルフ場」に、「9 貸付金」を「8 貸付金」に、「10 借入金」を「9 借入金」に改める。

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

静岡市規則第82号

静岡市区役所に属する職員の兼職に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年 9 月 28 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市区役所に属する職員の兼職に関する規則の一部を改正する規則

静岡市区役所に属する職員の兼職に関する規則（平成17年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

本則中第18号を第19号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7）電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条に規定する電子証明書に関すること。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

静岡市規則第83号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年 9 月 28 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7款 郵便振替（第43条―第45条）」を「第7款 削除」に改める。

第23条の表中

「

納入通知書	納入書、郵便振替払込書、納付書及び払込書によらない歳入金
納入書又は郵便振替払込書	郵便振替により納入する歳入金

を

」

「

納入通知書	納付書及び払込書によらない歳入金
-------	------------------

 に
 」

改める。

第24条第1項及び第2項中「納入通知書、納付書、納入書又は郵便振替払込書」を「納入通知書又は納付書」に改める。

第7款を次のように改める。

第7款 削除

第43条から第45条まで 削除

第157条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 削除

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

静岡市規則第84号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年9月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2市長印中

「

戸籍住民課専用市長印	14	れい書	正方形	方 21	3	各区戸籍住民課長	住民基本台帳、印鑑及び市民カードに関する事務用
------------	----	-----	-----	------	---	----------	-------------------------

 を
 」

戸籍住民 課専用市 長印	14	れい書	正方形	方 21	3	各区戸籍 住民課長	住民基本台帳、印鑑、 市民カード及び電子 証明書に関する事務 用
--------------------	----	-----	-----	------	---	--------------	---

に、

支所専用 市長印	14	れい書	正方形	方 21	1	蒲原支所 長	支所に関する一般文 書、住民基本台帳、 印鑑及び市民カー ド、町内会・自治会 に係る補助、スポー ツ施設の使用許可並 びに鳥獣捕獲許可及 び飼養登録に関する 事務並びに住居表 示、行政区画及び住 所変更証明用
-------------	----	-----	-----	------	---	-----------	--

を

支所専用 市長印	14	れい書	正方形	方 21	1	蒲原支所 長	支所に関する一般文 書、住民基本台帳、 印鑑、市民カード及 び電子証明書、町内 会・自治会に係る補 助、スポーツ施設の 使用許可並びに鳥獣 捕獲許可及び飼養登 録に関する事務並び に住居表示、行政区
-------------	----	-----	-----	------	---	-----------	--

に

							画及び住所変更証明 用
--	--	--	--	--	--	--	----------------

改め、同表の 3 区長印中

戸籍住民 課専用区 長印	16	れい書	正方形	方 21	46	各区戸籍 住民課長	戸籍、住民基本台帳、 外国人登録、印鑑、 身分の証明、市民 カード、電子証明書 並びに埋火葬、斎場 の利用、霊柩自動車 の利用及び自動車の 臨時運行の許可に関 する事務用
--------------------	----	-----	-----	------	----	--------------	---

戸籍住民 課専用区 長印	16	れい書	正方形	方 21	46	各区戸籍 住民課長	戸籍、住民基本台帳、 外国人登録、印鑑、 身分の証明、市民 カード並びに埋火 葬、斎場の利用、霊 柩自動車の利用及び 自動車の臨時運行の 許可に関する事務用
--------------------	----	-----	-----	------	----	--------------	---

支所専用 区長印	16	れい書	正方形	方 21	2	井川支所 長及び長 田支所長	支所に関する一般文 書、戸籍、住民基本 台帳、外国人登録、
-------------	----	-----	-----	------	---	----------------------	-------------------------------------

改める。

別表第 6 中

「

印刷等専用区長印	方 21	各区戸籍住民課長	住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コードの登録及び変更に関する通知書、戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明、外国人登録に関する証明、印鑑登録証明書、身分証明書、身分に関する照会、回答及び通知書並びに電子証明書に関する照会書用
----------	------	----------	--

を

「

印刷等専用区長印	方 21	各区戸籍住民課長	住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コードの登録及び変更に関する通知書、戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明、外国人登録に関する証明、印鑑登録証明書、身分証明書並びに身分に関する照会、回答及び通知書用
----------	------	----------	---

に、

「

印刷等専用区長印	方 21	井川支所長及び長田支所長	住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コードの変更に関する通知書、戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明、外国人登録に関する証明、印鑑登録証明書、身分証明書、原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書、市民税・県民税課税（所得）証明書、納税証明書、法人等所在証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書、評価証明書、公課証明
----------	------	--------------	---

			書、資産証明書並びに軽自動車税納税証明書 (継続検査用) 用	
印刷等専 用区長印	方 21	蒲原支所長	住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出 証明書、住民票コードの変更に関する通知書、 戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、 戸籍及び除籍に基づく証明、外国人登録に関 する証明、印鑑登録証明書、身分証明書、電 子証明書に関する照会書、原動機付自転車・ 小型特殊自動車標識交付証明書、市民税・県 民税課税(所得)証明書、納税証明書、法人 等所在証明書、固定資産課税台帳登録事項証 明書、評価証明書、公課証明書、資産証明書 並びに軽自動車税納税証明書(継続検査用) 用	を

印刷等専 用区長印	方 21	各区支所長	住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出 証明書、住民票コードの変更に関する通知書、 戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、 戸籍及び除籍に基づく証明、外国人登録に関 する証明、印鑑登録証明書、身分証明書、原 動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明 書、市民税・県民税課税(所得)証明書、納 税証明書、法人等所在証明書、固定資産課税 台帳登録事項証明書、評価証明書、公課証明 書、資産証明書並びに軽自動車税納税証明書 (継続検査用) 用	に
--------------	------	-------	--	---

改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

静岡市規則第85号

静岡市中央子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年9月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市中央子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中央子育て支援センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中央子育て支援センター一時保育室利用許可申請書」を「静岡市中央子育て支援センター一時保育室利用許可申請書」に、「市長等（静岡中央子育て支援センターにあっては指定管理者を、清水中央子育て支援センターにあっては市長をいう。以下同じ。）」を「指定管理者」に改める。

第3条中「市長等」を「指定管理者」に、「中央子育て支援センター一時保育室利用許可書」を「静岡市中央子育て支援センター一時保育室利用許可書」に改める。

第4条中「市長等」を「指定管理者」に改める。

第5条ただし書き中「一月又は一日」を「1月又は1日」に改める。

第7条中「静岡市静岡中央子育て支援センター指定管理者指定申請書」を「静岡市中央子育て支援センター指定管理者指定申請書」に改め、同条第1号中「静岡市静岡中央子育て支援センター事業計画書」を「静岡市中央子育て支援センター事業計画書」に改め、同条第2号中「静岡市静岡中央子育て支援センター事業計画に関する収支予算書」を「静岡市中央子育て支援センター事業計画に関する収支予算書」に改める。

第8条第1項中「静岡市静岡中央子育て支援センター」を「センター」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第3号中「静岡市静岡中央子育て支援センター指定管理者指定申請書」を「静岡市中央子育て支援センター指定管理者指定申請書」に、「静岡市静岡中央子育て支援センター」を「静岡市中央子育て支援センター」に改める。

様式第4号中「静岡市静岡中央子育て支援センター事業計画書」を「静岡市中央子育て支援センター事業計画書」に改める。

様式第5号中「静岡市静岡中央子育て支援センター事業計画書に関する収支予算書」を

「静岡市中央子育て支援センター事業計画書に関する収支予算書」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第7条、第8条及び様式第3号から様式第5号までの改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

静岡市規則第86号

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成19年10月3日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第62号）の施行期日は、平成19年10月4日とする。

企業局管理規程

静岡市企業局管理規程第28号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成19年10月1日

静岡市公営企業管理者 河 野 正 也

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 郵便振替（第96条・第97条）」を「第7節 削除」に改める。

第23条第1項中「郵便為替証書、郵便振替払出証書」を削る。

第41条第3項中「（日本郵政公社においては郵便振替振込金受領証）」を削る。

第42条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第86条第1項中「郵便為替払込書」を削る。

第89条中「（日本郵政公社においては郵便振替振込金受領証）」及び「（日本郵政公社においては払込取扱票）」を削る。

第 3 章第 7 節を次のように改める。

第 7 節 削除

第 96 条及び第 97 条 削除

様式第 6 号その 3 (乙) 備考 1 中「又は東海郵便局」を削る。

別表第 1 水道事業会計勘定科目表資産勘定 (2) 流動資産の表中「小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金証書等」を「小切手」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第 444 号

静岡市会計規則第 96 条第 2 項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示 (平成 15 年静岡市告示第 6 号) の一部を次のように改正する。

平成 19 年 9 月 28 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

3 静岡市収納代理金融機関の表中

「

日本郵政公社 静岡 中央郵便局	静岡市葵区黒金町 1 番地の 9	全国の郵便局及び名古屋貯金セン ター
--------------------	---------------------	-----------------------

を

」

「

株式会社ゆうちょ銀 行 静岡店	静岡市葵区黒金町 1 番地の 9	本店、支店及び出張所並びに郵便 局株式会社法 (平成 17 年法律第 100 号) 第 2 条第 2 項に規定する郵便 局
--------------------	---------------------	--

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

議会告示

静岡市議会告示第 4 号

政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成17年静岡市議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 9 月 28 日

静岡市議会議長 杉 山 三 四 郎

第 2 条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に改め、同条第 2 項から第 5 項までの規定中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 6 号」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号中

「5 金銭信託

元本の総額

円

を

6 有価証券

」

「5 有価証券

」に、

「7 自動車」を「6 自動車」に、「8 ゴルフ場」を「7 ゴルフ場」に、「9 貸付金」を「8 貸付金」に、「10 借入金」を「9 借入金」に改める。

附 則

この告示は、平成19年 9 月 30 日から施行する。

企業局告示

静岡市企業局告示第20号

静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示（平成15年静岡市企業局告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月 5 日

静岡市公営企業管理者 河 野 正 也

表中

「

	日本郵政公社	郵便局
--	--------	-----

を

」

「

	株式会社ゆうちょ銀行	本店、支店及び出張所並びに郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局
--	------------	---

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から適用する。